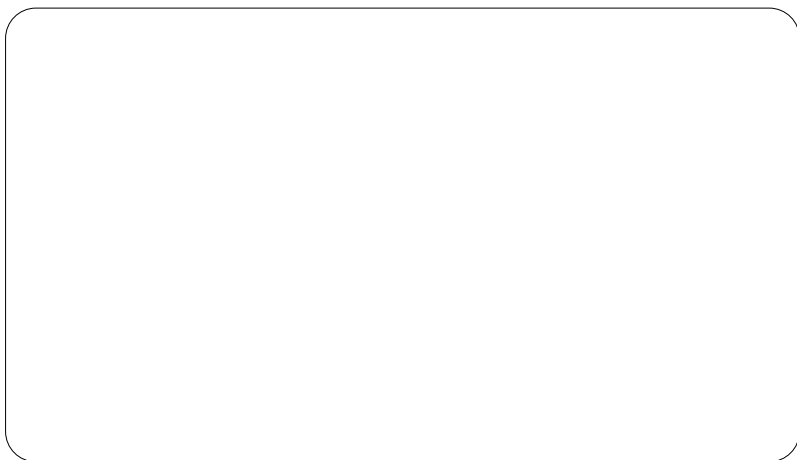


公立学校共済組合東京支部からのお知らせ 「資格確認書」の交付について



大切なお知らせです。
必ず開封して内容をお読みください。

資格確認書在中

差出人：〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

公立学校共済組合東京支部

電話番号 03-5320-6826

親 展 重 要

別添2



所属所コード
所属所名



組合員氏名 又は 被扶養者氏名

組合員・被扶養者の皆様へ

- 「資格確認書」の交付について
マイナナンバー法の改正により、令和 7 年 12 月 2 日から組合員証・被扶養者証（以下「健康保険証」という）の利用が終了し、マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナナンバーカードのこと）の利用を基本とする仕組みに完全移行します。
一方で、マイナ保険証利用登録をしていない方やマイナナンバーカードをお持ちでない方等、マイナ保険証を利用できない組合員・被扶養者で、資格確認書を交付されていない方に対し、従来の健康保険証と同様、医療機関等に提示することで保険診療が受けられる資格確認書を交付しますので内容をご確認ください。
※ 「資格確認書」は、令和 7 年 8 月 15 日時点のデータを基に作成しているため、以降に、①マイナ保険証の利用登録をされた方、②既に資格を喪失した方、③婚姻等で氏名が変わった方等は所属の事務担当者様を経由し、返却してください。（任意継続組合員の方は、封筒に記載された宛先に返却してください。）
※ 「資格確認書」は、お手元に届いた日からお使いいただくことができます。
- お手元にある健康保険証の取扱いについて
令和 7 年 12 月 2 日以降、健康保険証を返却する必要はありません。ご自身で廃棄してください。

資格確認書



組合員の皆様へ

令和7年12月2日から
健康保険証が
廃止に
なります

この機会に マイナ保険証の利用登録 をしてみませんか？



マイナ保険証とは？

● マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

マイナ保険証ならではのメリット



- ☑ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ☑ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ☑ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

マイナ保険証の利用登録はどうすればよい？

登録には3つの方法があります。

<いずれの場合でも用意するもの> マイナンバーカード、暗証番号（4桁）

方法1 スマートフォンで登録

- ①「マイナポータルアプリ」をインストールして起動
- ②「申し込む」をタップし、利用規約等に同意
- ③マイナンバーカードを読み取る

方法2 医療機関・薬局等で登録

医療機関等の顔認証付きのカードリーダーで申込み

方法3 セブン銀行ATM画面で登録

- ①「マイナンバーカードでの手続き」を選択
- ②「健康保険証利用の申込み」を選択



マイナンバーカードの申請・利用方法等の詳細は、当共済組合ホームページに掲載されている「使って便利！マイナ保険証」リーフレットをご覧ください ▶



住所
備考

--	--

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

〔特記欄：

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）：

家族署名（自筆）：